日 調 連 発 第 2 号
平 成 2 7 年 4 月 1 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則等の一部を
改正する省令（平成 27 年法務省令第 10 号）の公布について（参考送付）

標記省令が平成 27 年 3 月 27 日に公布された旨、民事第二課から別添のとおり情報提供がありましたので、参考のため送付します。

本省令は、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則のほか、不動産登記規則及び独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令を廃止する省令の一部を改正するものです。

（参考ＵＲＬ）

官報　平成 27 年 3 月 27 日付 号外第 70 号

https://kanpou.npb.go.jp/20150327/20150327g00070/20150327g000700019f.html

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の概要

１　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正【第１条関係】

ア　改正の趣旨

登記情報提供サービスで提供される「所有者事項」について，今般，登記情報提供システムの仕様を変更して，登記名義人が２人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分についても提供することができるようになるため，所要の整備を行うものである。なお，「事務所」の用語について，不動産登記法では，平成１６年法律第１２３号による全面改正の際に用いないこととしたため，本令においても用いないこととした。

また，「所有者事項」の変更前と変更後の様式は別添のとおりである。

イ　施行期日

３月３０日（月）

２　不動産登記規則の一部改正【第２条関係】

ア　改正の趣旨

登記事項証明書の一つである「所有者証明書」については，現状においても，登記名義人が２人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分が記載事項となっているところ，上記１の改正に合わせて，それを明記するよう，所要の整備を行うものである。

そのほか，形式的な修正を行うものである。

イ　施行期日

公布日（３月２７日（金））

３　独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令を廃止する省令の一部改正【第３条関係】

ア　改正の趣旨

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成２６年法律第６７号）において，「独立行政法人森林総合研究所」の名称が「国立研究開発法人森林総合研究所」に変更されることに伴い，所要の整備を行うものである。

イ　施行期日

４月１日（水）

４　公布日

３月２７日（金）

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則等の一部を改正する省令　新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

○　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）

改正案	現行
（提供する情報の範囲） 第一条　（略） ２　法第二条第一項第二号の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一　（略） 二　不動産の所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに当該登記名義人が二人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分のみについての情報 三　（略）	（提供する情報の範囲） 第一条　（同上） ２　法第二条第一項第二号の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一　（同上） 二　不動産の所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所又は事務所のみについての情報 三　（同上）

○　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（申請書類つづり込み帳） 第十九条　申請書類つづり込み帳には、申請書及びその添付書面、通知書、許可書、取下書その他の登記簿の附属書類（申請に係る事件を処理するために登記官が作成したものを含み、この省令の規定により第十八条第三号から第五号まで及び第七号の帳簿につづり込むものを除く。）をつづり込むものとする。	（申請書類つづり込み帳） 第十九条　申請書類つづり込み帳には、申請書及びその添付書面、通知書、許可書、取下書その他の登記簿の附属書類（申請に係る事件を処理するために登記官が作成したものを含み、この省令の規定により前条第三号から第五号まで及び第七号の帳簿につづり込むものを除く。）をつづり込むものとする。
（保存期間） 第二十八条　次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。 一～八　（略） 九　表示に関する登記の申請情報及びその添付情報（申請情報及びその添付情報以外の情報であって申請書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載されたものを含む。次号において同じ。）　受付の日から三十年間（第二十条第三項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものにあっては、電磁的記録に記録して保存した日から三十年間） 十　権利に関する登記の申請情報及びその添付情報　受付の日から三十年間（第二十一条第二項において準用する第二十条第三項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものにあっては、電磁的記録に記録して保存した日から三十年間）	（保存期間） 第二十八条　次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。 一～八　（同上） 九　表示に関する登記の申請情報及びその添付情報　受付の日から三十年間（第二十条第三項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものにあっては、電磁的記録に記録して保存した日から三十年間） 十　権利に関する登記の申請情報及びその添付情報（申請情報及びその添付情報以外の情報であって申請書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載されたものを含む。次号において同じ。）　受付の日から三十年間（第二十一条第二項において準用する第二十条第三項の規定

十一～十八　（略）

（登記事項証明書の種類等）

第百九十六条　登記事項証明書の記載事項は、次の各号の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　所有者証明書　登記記録に記録されている現在の所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに当該登記名義人が二人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分

五・六　（略）

２　（略）

により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものにあっては、電磁的記録に記録して保存した日から三十年間）

十一～十八　（同上）

（登記事項証明書の種類等）

第百九十六条　登記事項証明書の記載事項は、次の各号の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一～三　（同上）

四　所有者証明書　登記記録に記録されている現在の所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

五・六　（同上）

２　（同上）

○　独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令を廃止する省令（平成二十年法務省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
附　則 （経過措置） 第二条　国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号。以下「研究所法」という。）附則第九条第一項の規定により国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が行う同項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号。以下「旧機構法」という。）第十一条第一項第七号イ及びロ並びに第八号の事業並びに同項第九号の事業（同項第七号ロに規定する土地改良施設に係るものに限る。）については、この省令による廃止前の独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同令中「独立行政法人緑資源機構法施行規則」とあるのは、「独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令（平成二十年農林水産省令第二十一号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行規則」とする。 ２　研究所法附則第十一条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第二号及び第四号から第	附　則 （経過措置） 第二条　独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号。以下「研究所法」という。）附則第九条第一項の規定により独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が行う同項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号。以下「旧機構法」という。）第十一条第一項第七号イ及びロ並びに第八号の事業並びに同項第九号の事業（同項第七号ロに規定する土地改良施設に係るものに限る。）については、この省令による廃止前の独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同令中「独立行政法人緑資源機構法施行規則」とあるのは、「独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令（平成二十年農林水産省令第二十一号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行規則」とする。 ２　研究所法附則第十一条第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第二号及び第四号から第

六号までの業務（同項第五号の業務にあっては、農業用用排水施設の管理の業務に限る。）については、この省令による廃止前の独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令附則第三項の規定により読み替えて適用される同令の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同令中「独立行政法人緑資源機構法施行規則附則第二条」とあるのは、「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令（平成二十年農林水産省令第二十二号）第六条」とする。	六号までの業務（同項第五号の業務にあっては、農業用用排水施設の管理の業務に限る。）については、この省令による廃止前の独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手続に関する省令附則第三項の規定により読み替えて適用される同令の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同令中「独立行政法人緑資源機構法施行規則附則第二条」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令（平成二十年農林水産省令第二十二号）第六条」とする。

２０１５／０３／３０　０９：００　現在の情報です。

埼玉県さいたま市浦和区大字三崎１－１　　所有者一覧表　（建物）

共　有　者		
住　所	持　分	氏　名
特別区東都一丁目１番１	２分の１	法務一郎
特別区東都一丁目１番２	２分の１	法務二郎

２０１５／０３／１６　１５：００　現在の情報です。

埼玉県さいたま市浦和区大字三崎１－１　　所有者一覧表　（建物）

所　有　者	
住　所	氏　名
特別区東都一丁目１番１	法務一郎
特別区東都一丁目１番２	法務二郎